

資料1 商標法の関連規定

第3条（商標登録の要件）

- 1項 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。（以下省略）

第4条（商標登録を受けることができない商標）

- 1項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

（中略）

7号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

8号 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

（中略）

10号 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

11号 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第6法第1項第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

12号 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録にかかる指定商品又は指定役務について使用をするもの

13号 削除

14号 種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

15号 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第10号から前号までに掲げるものを除く。）

16号 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

(中略)

19号 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

(中略)

3項 第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

注：（3項の趣旨は、）商標登録出願の時は上記の各規定に違反しないものとして出願したものに、その後登録査定時にこれらの規定に該当するようになったとして不登録にするのは酷であるとしたものである（小野昌延著「商標法概説第2版」146頁）

第6条（一商標一出願）

1項 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとになさなければならない。

第46条1項（商標登録の無効の審判）

1項 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。（以下略）

1号 その商標登録が・・・第4条第1項、・・・の規定に違反してされたとき。

注：商標法4条1項各号所定の事項は、商標登録出願の拒絶理由、および、商標登録の無効理由となる。

第46条の2（同前）

1項 商標登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、商標権は、はじめから存在しなかったものとみなす。（以下略）

第63条（審決等に対する訴え）

1項 取消決定又は審決に対する訴え、・・・は、東京高等裁判所の専属管轄とする。（以下略）

注：知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部という位置づけである（知的財産高等裁判所設置法第2条を参照。同条2号に商標法第63条第1項の訴えに係る訴訟事件を取り扱う旨規定されている）。